

証券コード 6440
平成23年6月3日

株 主 各 位

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1

JUKI 株式会社

取締役社長 清 原 晃

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご高覧の上、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するよう、折返しお送り下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成23年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1
J U K I 株式会社 本社東棟3階多目的ホール

開催場所が昨年から多摩市鶴牧に変更されておりますので、
お間違いのないよう末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第96期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類等に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.juki.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期は、円高による影響はあったものの、中国及びその他アジア地域の堅調な需要に支えられ、連結売上高は895億9千6百万円（対前年度比57.3%増）、連結経常利益は11億7千4百万円（前年度は111億2百万円の損失）となりました。また、不動産の売却による特別利益などがありましたため、連結当期純利益は24億6千7百万円（前年度は112億3千3百万円の損失）となりました。

次に主なセグメント別の状況につきましてご報告申し上げます。

① 工業用ミシン事業

中国市場及びその他アジア地域など新興国の旺盛な内需が牽引となって、売上高は拡大基調で推移しました。その結果、工業用ミシン事業全体の連結売上高は、571億7千7百万円（対前年度比58.4%増）となりました。

② 産業装置事業（チップマウンター等）

中国市場での高速チップマウンターの売上高が順調に伸び、国内及び欧米市場も堅調に推移したことなどから、産業装置事業全体の連結売上高は224億3千7百万円（対前年度比86.4%増）となりました。

③ 家庭用ミシン事業

国内市場ではほぼ前年度並みの売上高となりましたが、欧米市場においては順調に伸び、家庭用ミシン事業全体の連結売上高は30億9千万円（対前年度比27.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期においては、機械装置及び運搬具に8億6百万円、工具、器具及び備品に1億5千9百万円など総額17億9千7百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期における資金調達は、自己資金及び金融機関からの借入金等により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成23年度より始まる新たな3ヵ年計画（Jナンバーワンプラン）を策定し、「グローバルなものづくり企業として、21世紀を生き抜くことができる“強い企業”」を目指し、次の6つの基本方針のもとに取り組んでまいります。

① 事業基盤の強化・拡大

売上高をさらに拡大するために、既存事業の強化とこれらの周辺領域の拡大に加え、新規事業の取り組みも進めます。

② 強いものづくり（No.1のQCD）を実現する生産戦略の展開

“売るところで作る、作るところで調達する”という「最適生産」の考え方に基づき、業容の拡大に対応した生産拠点の再構築と、資材調達体制の再構築を大きな柱として進めます。

③ 市場ニーズに対応した製品開発のための技術戦略の再構築

開発体制の更なるグローバル化の推進と、国内拠点を中心としたハイエンドな製品開発のスピードアップを進めます。

④ 強さを支える人事戦略推進

強い人材基盤を構築するため、ものづくり企業を担う各部門の人材の強化と、グローバル人材の育成を大きな柱として進めます。

⑤ 事業組織構造の再構築

平成23年4月1日付けで全社的な組織改正を実施しました。従来の事業部制を見直し、機能別の組織に変更することにより、経営資源を全社的視点でより柔軟で効率的に活用することを進めます。

⑥ 管理間接部門のスリム・シンプル・スピーディー化とグローバル化

管理間接機能の集約・統合による仕事の共通化と簡素化を進め、併せて中国での本社機能を強化することによりグローバル化を進めます。

これらの課題に当社グループ一丸となって取り組み、株主の皆様のご期待にお応えできるよう努めてまいりますので、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第93期	第94期	第95期	第96期
	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 130,351	百万円 77,832	百万円 56,970	百万円 89,596
経 常 損 益	11,516	△ 5,259	△ 11,102	1,174
当 期 純 損 益	4,126	△ 9,347	△ 11,233	2,467
1株当たり当期純損益	円 31.94	円 △ 72.34	円 △ 86.93	円 19.09
総 資 産	百万円 117,635	百万円 103,654	百万円 101,081	百万円 106,593
純 資 産	37,100	21,589	10,686	11,549
1株当たり純資産	円 284.55	円 164.98	円 80.66	円 87.45

(注) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第93期	第94期	第95期	第96期
	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期 (当事業年度)
売 上 高	百万円 76,329	百万円 47,593	百万円 27,725	百万円 60,101
経 常 損 益	9,009	△ 4,578	△ 10,655	2,461
当 期 純 損 益	4,074	△ 8,186	△ 9,975	1,684
1株当たり当期純損益	円 31.53	円 △ 63.36	円 △ 77.19	円 13.03
総 資 産	百万円 83,458	百万円 79,307	百万円 83,591	百万円 87,048
純 資 産	35,155	25,510	15,545	17,262
1株当たり純資産	円 272.12	円 197.40	円 120.29	円 133.59

(注) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率		主 要 な 事 業 内 容
		直接所有	間接所有	
J U K I 松 江 (株)	百万円 400	% 100.0	% —	工業用マシン及び同部品の製造販売
J U K I 電 子 工 業 (株)	300	100.0	—	産業用製造装置等の製造販売
J U K I 会 津 (株)	229	100.0	—	ロストワックス製品等の製造販売
J U K I 販 売 (株)	86	100.0	—	日本国内の工業用マシンの販売
ジ ュ ー キ 香 港 (株)	HK\$ 148,655千	100.0	—	中国、東アジア地区の工業用マシンの販売
ジューキ・セントラルヨーロッパ(株)	PLN 50千	100.0	—	欧州地区の工業用マシンの販売
ジューキ・アメリカ(株)	US\$ 26,346千	100.0	—	米州地区の工業用マシンの販売
重機（中国）投資有限公司	元 358,365千	100.0	—	中国地区子会社の管理統括及び工業用マシン・家庭用マシンの販売
ジューキ・シンガポール(株)	US\$ 8,079千	100.0	—	アジア地区の工業用マシンの販売
新興重機工業有限公司	元 160,000千	—	89.9	工業用マシンの製造販売
重機（上海）工業有限公司	元 196,148千	27.5	72.5	工業用マシンの製造販売
東京重機国際貿易（上海）有限公司	元 5,001千	100.0	—	中国地区の産業用製造装置等の販売

(7) 主要な事業内容

事業セグメント	事業内容
工業用マシン事業	工業用マシンの製造・販売
産業装置事業	産業用製造装置（チップマウンター等）の製造・販売
家庭用マシン事業	家庭用マシンの製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場

会社名	事業所名	所在地
J U K I 株式会社	本社	東京都
	大田原工場	栃木県
J U K I 電子工業(株)	本社工場	秋田県
J U K I 松江(株)	本社工場	島根県
重機(上海)工業有限公司	本社工場	中国、上海市
新興重機工業有限公司	本社工場	中国、河北省
重機(中国)投資有限公司	本社	中国、上海市
ジューキ香港(株)	本社	香港
ジューキ・シンガポール(株)	本社	シンガポール
東京重機国際貿易(上海)有限公司	本社	中国、上海市

(9) 従業員の状況

(平成23年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前事業年度末比増減
工業用マシン事業	3,898名	225名増
産業装置事業	1,130名	294名増
家庭用マシン事業	381名	42名増
その他の事業	970名	38名増
全社(共通)	234名	1名減
合計	6,613名	598名増

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パートタイマーを含み、派遣社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,190名	6名減	42.3歳	18.4年

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パートタイマーを含み、派遣社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

(平成23年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	15,809
住友信託銀行株式会社	9,307
みずほ信託銀行株式会社	6,347
株式会社広島銀行	5,291
株式会社みずほコーポレート銀行	3,476
株式会社常陽銀行	2,629

2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 129,370,899株（自己株式149,132株を含む）
- (3) 株主数 13,639名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,501	4.25
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	4,959	3.83
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,690	3.62
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,306	3.33
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	3,556	2.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,115	2.41
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,558	1.97
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,300	1.77
小 村 良	2,029	1.57
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,005	1.55

(注) 持株比率は自己株式（149,132株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成23年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長	中 村 和 之	代表取締役	
取締役社長	清 原 晃	代表取締役	
取締役副社長	三 宅 智 久	「技術部門担当」兼技術本部長	
常務取締役	山 口 伸 治	工業用ミシン事業部長	
常務取締役	永 嶋 弘 和	産業装置事業部長	
常務取締役	中 村 宏	企画本部長兼経営企画部長 「内部統制・コンプライアンス担当」	
取 締 役	尾 崎 俊 彦		帝国ピストンリング㈱専務取締役兼 テープ販売㈱取締役
常 勤 監 査 役	村 山 亮 二		
常 勤 監 査 役	井 上 皓 介		
監 査 役	渡 辺 雅 曠		㈱みずほトラストシステムズ取締役社長
監 査 役	若 菜 允 子		弁護士

- (注) 1. 取締役尾崎俊彦氏は、平成22年6月25日開催の第95回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役尾崎俊彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役井上皓介氏、渡辺雅曠氏、若菜允子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役井上皓介氏、渡辺雅曠氏は、長年企業経営に携っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役尾崎俊彦氏、監査役若菜允子氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

6. 平成23年4月1日付組織変更に伴い、取締役の担当が次のとおりとなりました。

氏 名	変 更 後 の 担 当
三 宅 智 久	「開発センター担当」
山 口 伸 治	「事業センター（縫製機器ユニット）担当」兼縫製機器ユニット長兼縫製機器ユニットカスタマーサポート部長
永 嶋 弘 和	「事業センター（産業装置ユニット）担当」兼「品質保証部担当」兼 産業装置ユニット長
中 村 宏	「管理センター（経営企画部、人事部、総務部）担当」兼「事業開発センター担当」兼経営企画部長兼「内部統制・コンプライアンス担当」

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	9名	203百万円
監 査 役	4名	47百万円
合 計	13名	250百万円

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでおります。
2. 役員賞与はございません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

(平成23年3月31日現在)

区 分	氏 名	兼職先及び兼職内容	兼職先と当社との関係
取 締 役	尾 崎 俊 彦	帝国ピストンリング㈱専務取締役兼テーピー販売㈱取締役	同社は当社との間に重要な取引関係はありません。
監 査 役	渡 辺 雅 曠	㈱みずほトラストシステムズ取締役社長	同社は当社との間に重要な取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	尾 崎 俊 彦	平成22年6月25日就任以降開催の取締役会11回のうち9回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
監 査 役	井 上 皓 介	当期開催の取締役会13回のすべてに、また、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
	渡 辺 雅 曠	当期開催の取締役会13回のすべてに、また、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
	若 菜 允 子	当期開催の取締役会13回のすべてに、また、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役尾崎俊彦氏、社外監査役渡辺雅曠氏及び若菜允子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

④ 社外役員の報酬等の総額

	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額等	4名	31百万円

(注) 役員賞与はございません。

(ご参考)

<執行役員>

当社では執行役員制度を導入しております。執行役員は社外取締役を除く全取締役が兼任するほか、専任の執行役員は次のとおりであります。

(平成23年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
上席執行役員	山 岡 修 二	工業用ミシン事業部副事業部長 兼生産本部長兼大田原工場長	
執行役員	大 竹 義 博	経理センター長	
執行役員	小 野 晴 信		ジューキ・アメリカ(株)代表取締役社長
執行役員	水 野 孝	技術本部技術統括部長	
執行役員	石 坂 政 博		J U K Iゼネラルサービス(株)代表取締役社長
執行役員	本 間 君 雄		J U K I 家庭用ミシン(株)代表取締役社長
執行役員	和 田 稔		J U K I 電子工業(株)代表取締役社長 J U K I 吉野工業(株)代表取締役社長 J U K I 秋田精密(株)代表取締役社長
執行役員	河 野 清 貴	工業用ミシン事業部管理部長	
執行役員	見 浦 利 正	人事部長	
執行役員	篠 塚 寿 信	R&Dセンター長	
執行役員	濱 学 洋		ジューキ・シンガポール(株)代表取締役社長
執行役員	宮 下 尚 武		重機(中国)投資(有)董事兼総経理
執行役員	後 藤 博 文		重機(中国)投資(有)董事兼総経理

(注) 平成23年4月1日付組織変更に伴い、執行役員の担当及び重要な兼職の状況に一部変更がありました。変更内容については、以下のとおりであります。

(平成23年4月1日及び5月1日付)

地 位	氏 名	変更後の担当及び重要な兼職の状況	
		担 当	重要な兼職の状況
上席執行役員	山 岡 修 二	「生産センター担当」	
上席執行役員	内 梨 晋 介	「管理センター（事業管理部、財務経理部）担当」	
執行役員	大 竹 義 博	財務経理部長	
執行役員	水 野 孝	「開発センター副担当」兼 技術企画部長	
執行役員	本 間 君 雄		JUK I 販売㈱代表取締役社長
執行役員	和 田 稔	「生産センター副担当」	JUK I 電子工業㈱代表取締役社長 JUK I 吉野工業㈱代表取締役社長 JUK I 秋田精密㈱代表取締役社長
執行役員	河 野 清 貴	事業管理部長	
執行役員	篠 塚 寿 信	「生産センター副担当」兼 資材企画部長	

(注) 上席執行役員内梨晋介氏は、平成23年5月1日付で就任しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 68百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 71百万円 |

(注) 当社の重要な子会社のうち、ジューキ香港㈱、ジューキ・セントラルヨーロッパ㈱、重機（中国）投資有限公司、ジューキ・シンガポール㈱、新興重機工業有限公司、重機（上海）工業有限公司、東京重機国際貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任または不再任の決定についての方針を定めておりません。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」に関し、決議しております。本件決議内容につきましては、内容を適宜見直した上で修正決議を行っており、現在の決議内容は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUKI企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。
- ② 当社は、具体的な職務執行の行動基準として、「役員・社員行動規範」を定め、法令遵守の徹底をはかる。
- ③ 当社グループ全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
- ④ 社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には、毅然たる態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る情報は、「重要文書保管規定」を定め、保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 「リスク管理規定」を定め、当社グループ全体のリスクの管理を行う。
- ② 「リスク管理会議」を設置し、全社の重要リスクに対し検討を行い対策を講じるとともに、各部門のリスク対策活動を管理する。
- ③ 具現化したリスクに関しては、「危機対応タスクフォース」において、迅速な対応措置を執る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を執ることにより、取締役の職務執行権限の一部を執行役員に移譲し、職務執行の迅速化に努める。
- ② 「権限規定」において取締役の職務執行権限の一部を使用人に移譲し、効率的な意思決定を行う。
- ③ 重要な意思決定事項については、「経営戦略会議」において審議を行い、取締役社長が決定を行う。
- ④ 職務執行に当たっては、「組織規定」において役割を定め、効率的な職務の執行に努める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUKI企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。
- ② 社員の具体的な職務執行の行動基準として、「役員・社員行動規範」を定め、法令遵守の徹底をはかる。
- ③ 法令遵守の徹底をはかるため、コンプライアンスの教育普及及び管理活動は法務担当部門が行う。
- ④ 法令遵守の担当役員として内部統制・コンプライアンス担当役員を設け、関連組織及び活動の統括をはかる。
- ⑤ 当社グループ全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
- ⑥ 社員のコンプライアンス上の疑問点について答えるため、社員が直接に相談する「社員相談窓口」を設ける。

- (6) 当社及び当社のグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の「リスク管理体制」及び「コンプライアンス体制」は、グループ会社も含めたグループ全体をその対象とする。
 - ② 当社グループ全体の法令遵守の担当役員として内部統制・コンプライアンス担当役員を設け、活動の統括をはかる。
 - ③ 当社グループ全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
 - ④ 当社は、「組織規定」及び「グループ会社管理規定」において、機能別組織による経営管理体制を定める。
 - ⑤ 当社は、「グループ経営会議」において、グループ会社の経営方針・経営計画についてチェックと調整を行う。
 - ⑥ グループ会社における経営資源配分の意思決定については、「権限規定」においてそのルールを定める。
 - ⑦ 当社監査部は、グループ会社に対しても必要に応じ内部監査を行う。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役を補佐する組織として、監査役に直属する「監査役室」を設置する。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 「監査役室」に属する使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集する。
 - ② 監査役は、「監査役室」に属する使用人の人事異動、人事評価に関して意見を述べる事が出来る。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 常勤監査役は、取締役会、経営戦略会議、グループ経営会議、リスク管理会議等の重要会議体に出席し、自ら必要な情報を収集する。
 - ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
 - ③ 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接担当部門からその報告を受ける。

(10) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制

- ① 監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を随時に行う。
- ② 監査役は、必要に応じて監査部と連携をとり、監査役監査を行う。
- ③ 監査役は、必要に応じて顧問弁護士や公認会計士と連携をとり、監査役監査を行う。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制の整備及び運用を行う。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	63,764	流動負債	66,117
現金及び預金	7,178	支払手形及び買掛金	14,836
受取手形及び売掛金	17,357	短期借入金	42,643
商品及び製品	24,169	1年内償還予定の社債	40
仕掛品	5,282	リース債務	278
原材料及び貯蔵品	6,788	未払費用	2,480
繰延税金資産	582	未払法人税等	251
その他	3,564	繰延税金負債	16
貸倒引当金	△ 1,158	賞与引当金	747
固定資産	42,829	災害損失引当金	305
有形固定資産	30,714	設備関係支払手形	122
建物及び構築物	18,149	その他	4,395
機械装置及び運搬具	3,398	固定負債	28,925
工具、器具及び備品	875	社債	80
土地	7,510	長期借入金	19,958
リース資産	744	リース債務	697
建設仮勘定	37	退職給付引当金	6,336
無形固定資産	1,855	役員退職慰労引当金	174
投資その他の資産	10,258	その他	1,678
投資有価証券	1,956	負債合計	95,043
長期貸付金	554	純資産の部	
長期前払費用	395	株主資本	18,496
繰延税金資産	6,971	資本金	15,950
その他	1,213	利益剰余金	2,604
貸倒引当金	△ 832	自己株式	△ 58
		その他の包括利益累計額	△ 7,196
		その他有価証券評価差額金	74
		繰延ヘッジ損益	△ 97
		為替換算調整勘定	△ 7,173
		少数株主持分	249
		純資産合計	11,549
資産合計	106,593	負債及び純資産合計	106,593

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	89,596
売上原価	68,030
販売費及び一般管理費	21,565
営業利益	20,420
営業外収益	1,144
受取利息	126
受取配当金	204
受取替の差益	593
その他	574
営業外費用	1,499
支払利息	1,330
その他	139
経常利益	1,469
特別利益	1,174
固定資産売却益	1,924
その他	59
特別損失	1,984
固定資産除売却損失	57
減損損失	138
投資有価証券評価損	240
関係会社清算損	114
災害損失引当金繰入額	305
その他	139
税金等調整前当期純利益	996
法人税、住民税及び事業税	2,162
法人税等調整額	409
少数株主損益調整前当期純利益	△ 720
少数株主利益	2,473
当期純利益	6
	2,467

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前 期 末 残 高	15,950	8,976	△ 8,839	△ 57	16,030
当 期 変 動 額					
資本剰余金から 利益剰余金への振替		△ 8,976	8,976		-
当期純利益			2,467		2,467
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 8,976	11,443	△ 1	2,465
当 期 末 残 高	15,950	-	2,604	△ 58	18,496

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計		
前 期 末 残 高	16	△ 99	△ 5,523	△ 5,605	261	10,686
当 期 変 動 額						
資本剰余金から 利益剰余金への振替				-		-
当期純利益				-		2,467
自己株式の取得				-		△ 1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	57	1	△ 1,649	△ 1,590	△ 12	△ 1,602
当 期 変 動 額 合 計	57	1	△ 1,649	△ 1,590	△ 12	863
当 期 末 残 高	74	△ 97	△ 7,173	△ 7,196	249	11,549

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 32社

連結子会社の名称

連結子会社はジューキ・シンガポール㈱、ジューキ香港㈱、JUKI電子工業㈱、ジューキ・アメリカ㈱、他28社であります。

なお、従来連結子会社であったJUKI宮崎精密㈱は当社との合併により、ジューキ・ヨーロッパ㈱は清算したため連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

昭和ジューキ㈱等の非連結子会社6社は、全体として企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げないため、連結の範囲に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社6社及び㈱ニッセン他4社の関連会社は、全体として企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げないため、持分法の適用範囲に含めておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ジューキ・アメリカ㈱、ジューキ香港㈱、ジューキ・セントラルヨーロッパ㈱、ジューキ・シンガポール㈱、他14社の決算日は12月31日であり、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。上記以外の連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券 …連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
(時価のあるもの)

その他有価証券 …移動平均法による原価法
(時価のないもの)

ロ. デリバティブ

原則として時価法

ハ. 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品、仕掛品…主として総平均法又は先入先出法

原材料及び貯蔵品……………主として総平均法又は最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備は除く）については定額法によっております。在外連結子会社は主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

当社及び国内連結子会社は定額法によっております。なお、機器と一体となって販売されるソフトウェアは有効期間（3～5年）に基づく每期均等額以上、自社利用のソフトウェアは利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。在外連結子会社は定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の回収不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は貸倒見積額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社及び主要な国内連結子会社は当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

一部の在外連結子会社は主として当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。過去勤務債務については、発生会計年度に一括償却しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度は、平成19年6月28日を支給打切日として以降廃止しており、支給打切日現在の支給見込み額を計上しております。

また、連結子会社9社は内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ホ. 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する費用などの支出に備えるため、当連結会計年度末において必要と認められる金額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ 為替予約	長期借入金 外貨建債権

ハ. ヘッジ方針

実需の取引に限定し、将来の金利変動及び為替変動のリスク回避のためのヘッジを目的としております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時点で金利変動または為替変動の相殺の有効性を評価し、その後ヘッジ期間を通じて当初決めた有効性の評価方法を用いて、決算日毎に高い有効性が保たれていることを確かめております。但し、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) のれんの償却の方法及び期間

のれんの償却については、5年間の均等償却をしております。

(6) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(7) 表示方法の変更

① 会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更しております。

② 会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しております。

- ③ 前連結会計年度において区分掲記しておりました「シンジケートローン手数料」(当連結会計年度49百万円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- ④ 前連結会計年度において区分掲記しておりました「特別退職金」(当連結会計年度44百万円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(担保に供している資産)

建物及び構築物	15,800百万円
機械装置及び運搬具	573百万円
土地	6,197百万円
無形固定資産	155百万円
投資有価証券	1,295百万円
計	24,021百万円

(担保に係る債務)

短期借入金	26,824百万円
長期借入金	18,162百万円
計	44,987百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,805百万円

なお、減損損失累計額については、減価償却累計額に含めて表示しております。

(3) 受取手形割引高 604百万円

(4) 財務制限条項

借入金のうち、20,846百万円には、純資産の部及び経常損益に係る財務制限条項が付されております。

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
遊休不動産等	広島県	建物及び構築物他	134百万円
遊休設備	福島県	機械装置及び運搬具	4百万円
計			138百万円

遊休不動産等については、回収可能価額が著しく低下し、また、遊休設備については、将来の具体的使用計画がないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物62百万円、機械装置及び運搬具4百万円及びその他72百万円であります。

なお、遊休不動産等及び遊休設備については、回収可能価額を零としております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 129,370,899株

(2) 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成23年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	387	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金は主として金融機関からの借入により調達しており、また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権（受取手形及び売掛金等）に係る顧客の信用リスクは、担当部署での与信管理規程に沿って、貸倒リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、デリバティブ取引（為替及び金利関連）は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	7,178	7,178	—
(2) 受取手形及び売掛金(*2)	16,215	16,215	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,601	1,601	—
(4) 支払手形及び買掛金	(14,836)	(14,836)	—
(5) 短期借入金(*3)	(32,446)	(32,446)	—
(6) 長期借入金(*3)	(30,155)	(30,152)	△3
(7) デリバティブ取引	(349)	(349)	—

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*3)連結貸借対照表上、短期借入金に含まれている1年内返済予定長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額354百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	87円45銭
(2) 1株当たり当期純利益	19円09銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(決算期の変更)

当社は、平成23年4月26日開催の取締役会において、平成23年6月28日開催予定の第96回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしました。

1. 変更の理由

当社グループの連結ベースでの予算編成や業績管理等、事業運営の効率化を図るため、当社及び国内の子会社の決算期を変更し、グループ全体の決算期を統一いたします。また、将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応を図るためです。

2. 決算期変更の内容

現在	毎年	3月31日
変更後	毎年	12月31日

決算期変更の経過期間となる第97期は、平成23年4月1日から平成23年12月31日までの9ヵ月決算となる予定です。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流動資産		34,789	流動負債		46,348
現金及び預	金形金	1,113	支払手形	金形金	6,298
受取手	形金	2,384	買掛金	形金	6,709
売掛	品金	17,271	短期借入金	金	29,689
商品及び製	品	6,161	リース債	務金	175
仕掛	品	1,640	未払	金	528
材料及び貯蔵	品	92	未払費用	用	1,226
未収入	金	4,202	未払法人税	等	102
繰延税金資	産	311	預り金	金	194
その他の	他	2,059	関係会社預り	金	452
貸倒引当	金	△ 448	賞与引当	金	385
固定資産		52,259	災害損失引当	金	305
有形固定資産		18,812	設備関係支払手	形	60
建物	物	11,955	その他	他	219
構築物	置	276	固定負債		23,437
機械及び装	具	263	長期借入金	金	17,219
車両運搬具	具	1	リース債	務金	412
工具、器具及び備	品	349	長期未払	金	1,379
土地	地	5,605	退職給付引当	金	4,137
土	産	345	役員退職慰労引当	金	116
建設仮勘	定	14	その他	他	171
無形固定資産		1,191	負債合計		69,785
特許	権	88	純資産の部		
ソフトウェア	ア	856	株主資本		17,287
リース	産	232	資本金	金	15,950
その他の	他	14	利益剰余金	金	1,395
投資その他の資産		32,255	その他利益剰余金	金	1,395
投資有価証券	等	1,762	繰越利益剰余金	式	1,395
関係会社株	式	18,525	自己株	式	△ 58
関係会社出資	金	7,494	評価・換算差額等		△ 24
出資	金	35	その他有価証券評価差額	金	72
関係会社長期貸付	金	2,791	繰延ヘッジ損益		△ 97
従業員長期貸付	金	89			
破産更生債権	等	205	純資産合計		17,262
長期前払費用	産	255	負債及び純資産合計		87,048
繰延税金資	産	5,865			
その他の	他	102			
貸倒引当	金	△ 567			
投資損失引当	金	△ 4,305			
資産合計		87,048			

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		60,101
売上原価		50,678
販売費及び一般管理費		9,422
営業外収益		10,198
受取利息及び配当金	1,678	
受取手数料	1,533	
為替差益	535	
その他	450	4,196
営業外費用		
支払利息	876	
その他	83	959
経常利益		2,461
特別利益		
固定資産売却益	24	
抱合せ株式消滅差益	22	
その他	0	47
特別損失		
固定資産除売却損失	24	
減損損失	134	
投資有価証券評価損	207	
関係会社株式評価損	621	
投資損失引当金繰入額	359	
災害損失引当金繰入額	305	
その他	29	1,682
税引前当期純利益		825
法人税、住民税及び事業税	177	
法人税等調整額	△ 1,035	△ 858
当期純利益		1,684

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
			そ の 他 利 益 剰 余 金		
		そ の 他 資 本 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
前 期 末 残 高	15,950	8,976	△ 9,264	△ 57	15,604
当 期 変 動 額					
その他資本剰余金から その他利益剰余金への振替		△ 8,976	8,976		-
当 期 純 利 益			1,684		1,684
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 8,976	10,660	△ 1	1,683
当 期 末 残 高	15,950	-	1,395	△ 58	17,287

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前 期 末 残 高	40	△ 99	△ 59	15,545
当 期 変 動 額				
その他資本剰余金から その他利益剰余金への振替			-	-
当 期 純 利 益			-	1,684
自己株式の取得			-	△ 1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	32	1	34	34
当 期 変 動 額 合 計	32	1	34	1,717
当 期 末 残 高	72	△ 97	△ 24	17,262

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券(時価のあるもの)…期末決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

その他有価証券(時価のないもの)…移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品、仕掛品……………総平均法

原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法により償却しております。但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 3～50年

機 械 及 び 装 置、車 両 運 搬 具 2～15年

工 具、器 具 及 び 備 品 2～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)及び長期前払費用

定額法により償却しております。なお、機器と一体となって販売されるソフトウェアは有効期間(5年)に基づく每期均等額以上、自社利用のソフトウェアは利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の回収不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

子会社に対する投資の損失に備えるため、財政状態等を勘案し、必要と認められた額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。過去勤務債務については、発生会計年度に一括償却しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度は、平成19年6月28日を支給打切日として以降廃止しており、支給打切日現在の支給見込額を計上しております。

⑥ 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する費用などの支出に備えるため、当期末において必要と認められる金額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	長期借入金
為替予約	外貨建債権

ハ. ヘッジ方針

実需の取引に限定し、将来の金利変動及び為替変動のリスク回避のためのヘッジを目的としております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時点で金利変動または為替変動の相殺の有効性を評価し、その後ヘッジ期間を通じて当初決めた有効性の評価方法を用いて、決算日毎に高い有効性が保たれていることを確かめております。但し、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 重要な会計方針の変更

「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(6) 表示方法の変更

① 前事業年度において区分掲記しておりました「シンジケートローン手数料」（当事業年度49百万円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

② 前事業年度において区分掲記しておりました「短期貸付金」（当事業年度613百万円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

- ③ 前事業年度において区分掲記しておりました「敷金」(当事業年度55百万円)は、重要性が乏しいため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。
- ④ 前事業年度において固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「長期未払金」(前事業年度48百万円)は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。
- ⑤ 前事業年度において区分掲記しておりました「長期預り保証金」(当事業年度7百万円)は、重要性が乏しいため、当事業年度より固定負債の「その他」に含めて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(担保に供している資産)

工場財団	1,590百万円
その他の土地・建物	15,094百万円
投資有価証券	1,295百万円
計	17,980百万円

(担保に係る債務)

短期借入金	22,509百万円
長期借入金	16,214百万円
預り金	83百万円
計	38,807百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,938百万円

(3) 保証債務残高

(単位：百万円)

被 保 証 者	保 証 金 額	保 証 債 務 の 内 容
重機（中国）投資有限公司	2,944	借入債務に係る保証
ジューキ・シンガポール(株)	1,809	借入債務に係る保証
重機（上海）工業有限公司	1,475	借入債務に係る保証
ジューキ・ベトナム(株)	538	借入債務に係る保証
J U K I 金 属 株 式 会 社	210	リース債務に係る保証
J U K I 販 売 株 式 会 社	208	借入債務に係る保証
ジューキ香港(株)	102	借入債務に係る保証
計	7,289	

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	22,973百万円
長期金銭債権	2,791百万円
短期金銭債務	9,403百万円

(5) 財務制限条項

借入金のうち、20,846百万円には、純資産の部及び経常損益に係る財務制限条項が付されております。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	55,198百万円
仕 入 高	35,887百万円
その他の営業取引高	1,652百万円
営業取引以外の取引高	3,411百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	場 所	種 類	金 額
遊休不動産等	広島県	建物等	134百万円
計			134百万円

遊休不動産等については、回収可能価額が著しく低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物62百万円及びその他72百万円であります。

なお、遊休不動産等については、回収可能価額を零としております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	149,132株
------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

・流動の部	繰延税金資産	
	賞与引当金	156百万円
	棚卸資産評価損	185
	未払事業税	21
	貸倒引当金	182
	災害損失引当金	124
	その他	30
	計	<u>700</u>
	評価性引当額	<u>△ 389</u>
	繰延税金資産計	<u><u>311百万円</u></u>
・固定の部	繰延税金資産	
	退職給付引当金	1,683百万円
	投資損失引当金	1,751
	貸倒引当金	220
	減損損失	317
	役員退職慰労引当金	47
	繰越欠損金	7,328
	関係会社株式評価損	2,172
	その他	173
	計	<u>13,695</u>
	評価性引当額	<u>△ 7,780</u>
	繰延税金資産計	<u><u>5,915百万円</u></u>
	繰延税金負債	
	その他有価証券評価差額金	<u>49百万円</u>
	繰延税金負債計	<u>49</u>
	繰延税金資産の純額	<u><u>5,865百万円</u></u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

区 分	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機 械 及 び 装 置	243	189	54
工 具、器 具 及 び 備 品	27	22	5
ソ フ ト ウ ェ ア	397	354	43

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	77百万円
1 年 超	47百万円
合 計	125百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	243百万円
減価償却費相当額	223百万円
支払利息相当額	6百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	取引により発生した 債権または債務	
						科目	期末残高 (百万円)
子 会 社	ジューキ・シンガポール(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	16,374	売掛金	7,053
				債務の保証	1,809	—	—
	東京重機国際貿易(上海)(有)	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	12,287	売掛金	2,146
				債務の保証	—	—	—
	重機(中国)投資(有)	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	6,777	売掛金	1,092
				債務の保証	2,944	—	—
	ジューキ・ セントラルヨーロッパ(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	2,413	受取手形	1,263
				—	—	売掛金	54
	ジューキ・オートメーション システムズ(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	1,919	売掛金	1,486
				(投資損失引当金)	(1,623)	—	—
	ジューキ・オートメーション システムズ(株)(スイス)	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	2,086	売掛金	1,716
	JUKI電子工業(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 製造	製品の購入	17,242	支払手形	3,200
				—	—	買掛金	864
	重機(上海)工業(有)	所有 直接 27.5% 間接 72.5%	当社製品の 製造	製品の購入	7,776	買掛金	2,198
				技術提供費収入	974	未収入金等	1,175
				債務の保証	1,475	—	—
JUKI家庭用ミシン(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守、 資金の貸付	資金の回収	110	長期貸付金等	1,010	
			利息の受取	6	—	—	

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	取引により発生した 債権または債務	
						科目	期末残高 (百万円)
子 会 社	J U K I 広島(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 製造、 資金の貸付	資金の回収	60	長期貸付金等	990
				利息の受取	1	—	—
	ジューキ・アメリカ(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	(投資損失引当金)	(2,682)	—	—
	ジューキSMTアジア(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売保守	製品の販売	743	売掛金	959

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 売上及び仕入等については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して合理的に決定しております。
3. ジューキ・オートメーションシステムズ(株)及びジューキ・アメリカ(株)の投資損失引当金は、関係会社株式の評価に係るものであります。
4. 技術提供費収入については、市場価格等を勘案して決定しております。
5. ジューキ・シンガポール(株)、重機(中国)投資(有)、重機(上海)工業(有)への保証債務は銀行からの借入金につき行ったものであります。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	133円59銭
(2) 1株当たり当期純利益	13円03銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(決算期の変更)

当社は、平成23年4月26日開催の取締役会において、平成23年6月28日開催予定の第96回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしました。その他の情報については連結注記表における重要な後発事象に関する注記と同様のため記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

J U K I 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 野 満[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 彰 夫[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、JUKI株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JUKI株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

J U K I 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平 野	満 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村	彰 夫 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JUKI株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

J U K I 株式会社 監査役会
常勤監査役 村山亮二 ㊟
常勤監査役 井上皓介 ㊟
監査役 渡辺雅曠 ㊟
監査役 若菜允子 ㊟

(注) 常勤監査役井上皓介及び、監査役渡辺雅曠並びに若菜允子は、会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

利益配分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保や当期の業績等を総合的に勘案し、安定的な配当を基本に、株主様への利益還元の充実に努めることを基本方針としております。

この方針に基づき、第96期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金3円 総額387,665,301円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「事業年度の変更」

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社グループの連結ベースでの予算編成や業績管理等、事業運営の効率化を図るため、当社および国内の子会社の決算期を変更し、グループ全体の決算期を統一するものであります。

また、将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。（変更案第45条）

また上記変更により、現行定款のうち、基準日、招集、剰余金の配当、中間配当に関する規定について、条文の文言の修正を行うとともに、移行期間となる第97期に関する所要の規定を附則に設けるものであります。（変更案第13条、第14条、第46条、第47条、附則第1条、第2条、第3条）

(2) 「補欠監査役の予選の効力」

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、株主総会にて予め補欠監査役を選任することを可能とし、その予選の効力を規定するとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合における任期を定めるものであります。(変更案第37条)

本条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
(基準日)	(基準日)
第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第13条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
② (条文省略)	② (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第14条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。	第14条 当社の定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。
第15条～第19条 (条文省略)	第15条～第19条 (現行どおり)
第4章～第5章 第36条 (条文省略)	第4章～第5章 第36条 (現行どおり)
(新 設)	(補欠の監査役)
	<u>第37条</u> 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第37条～第43条（条文省略） 第6章 計 算 （事業年度） 第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 （剰余金の配当） 第45条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 （中間配当） 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>② 前項の選任については、第34条を準用する。 ③ 補欠監査役の選任に係る株主総会の決議の効力は、当該選任のあった株主総会后、最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。 ④ 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 第38条～第44条（現行どおり） 第6章 計 算 （事業年度） 第45条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。 （剰余金の配当） 第46条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 （中間配当） 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第48条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>定款第45条(事業年度)の規定にかかわらず、第97期事業年度は、平成23年4月1日から平成23年12月31日までの9ヶ月とする。</u></p> <p>第 2 条 <u>定款第47条(中間配当)の規定にかかわらず、第97期事業年度の中間配当の基準日は、平成23年9月30日とする。</u></p> <p>第 3 条 <u>前2条および本条は、平成23年12月31日まで有効とし、平成24年1月1日をもってこれらを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役7名（うち社外取締役1名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なかむらかずゆき 中村和之 (昭和18年8月19日)	昭和41年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成5年6月 同行取締役 平成8年6月 当社入社専務取締役 平成9年6月 代表取締役専務 平成11年6月 代表取締役社長 平成22年6月 代表取締役会長 現在に至る	79,000株
2	きよはらあきら 清原晃 (昭和26年11月26日)	昭和49年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成14年4月 ㈱みずほ銀行執行役員法人企画部長 平成15年3月 同行常務執行役員 平成19年3月 みずほキャピタル㈱代表取締役社長 平成21年5月 当社入社顧問 平成21年6月 専務取締役CAO兼CCO 平成21年7月 専務取締役CFO兼CAO兼CCO 平成22年6月 代表取締役社長 現在に至る	30,000株
3	みやけともひさ 三宅智久 (昭和22年4月20日)	昭和45年4月 当社入社 平成12年6月 取締役 平成13年6月 執行役員CTO 平成15年1月 上席執行役員CTO兼CQO 平成15年6月 常務取締役CTO兼CQO 平成18年6月 専務取締役CTO兼CQO 平成20年5月 専務取締役CTO 平成22年6月 取締役副社長「技術部門担当」兼技術本部長 平成23年4月 取締役副社長「開発センター担当」 現在に至る	48,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	山口 伸 治 (昭和23年9月19日)	昭和47年12月 当社入社 昭和63年4月 工業用ミシン事業部工業製品販売本部東北支店長 平成11年10月 総務部長兼秘書広報室長 平成17年7月 執行役員家庭製品事業部長 平成19年4月 上席執行役員JUKI家庭製品(株)代表取締役社長 平成20年5月 上席執行役員CCO兼CQO兼情報システム部担当 平成20年10月 主席執行役員工業用ミシン事業部長 平成21年6月 常務取締役工業用ミシン事業部長 平成23年4月 常務取締役「事業センター(縫製機器ユニット)担当」兼縫製機器ユニット長兼縫製機器ユニットカスタマーサポート部長 現在に至る	40,000株
5	永嶋 弘 和 (昭和33年2月1日)	昭和53年4月 当社入社 平成12年2月 業務改革推進部長 平成14年4月 産業装置事業部管理本部副本部長 平成16年1月 執行役員産業装置事業部長代行 平成17年3月 執行役員産業装置事業部長 平成17年6月 取締役産業装置事業部長 平成18年6月 常務取締役産業装置事業部長 平成23年4月 常務取締役「事業センター(産業装置ユニット)担当」兼「品質保証部担当」兼産業装置ユニット長 現在に至る	59,000株
6	山岡 修 一 (昭和20年8月24日)	昭和39年4月 当社入社 平成12年10月 重機(上海)工業有限公司副董事長兼總經理 平成15年12月 工業用ミシン事業部生産本部長兼JUKI大田原(株)代表取締役社長 平成17年4月 執行役員JUKI大田原(株)代表取締役社長 平成18年12月 上席執行役員工業用ミシン事業部副事業部長兼JUKI大田原(株)代表取締役社長 平成21年10月 上席執行役員工業用ミシン事業部副事業部長兼生産本部長兼大田原工場長 平成23年4月 上席執行役員「生産センター担当」 現在に至る	68,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	尾崎俊彦 (昭和22年1月31日)	昭和44年4月 帝国ピストンリング㈱入社 平成8年2月 同社海外事業室次長 平成10年10月 同社貿易部長 平成14年6月 同社取締役(ユナイテッドピストンリング社社長) 平成17年6月 同社執行役員兼ユナイテッドピストンリング社社長 平成18年2月 同社執行役員兼テーピーコーポレーションオブアメリカ社社長 平成18年6月 同社常務役員兼テーピーコーポレーションオブアメリカ社社長 平成19年6月 同社常務役員海外営業部長兼テーピー販売㈱(現TPR商事㈱)取締役 平成21年6月 同社常務取締役兼テーピー販売㈱取締役 平成22年6月 同社専務取締役兼テーピー販売㈱取締役兼当社取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 尾崎俊彦氏は社外取締役候補者であります。
3. 尾崎俊彦氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験・知識ならびに経営に関する高い見識と監督能力を背景に、客観的かつ中立的な立場からの的確な助言と意思決定が期待でき、社外取締役として適任であると判断したため、選任をお願いするものであります。
4. 尾崎俊彦氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、尾崎俊彦氏が原案どおり選任された場合には、同氏との間で当社定款第32条に定める会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもちまして、監査役村山亮二、渡辺雅曠、若菜允子の3氏は辞任いたします。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おお たけ よし ひろ 大竹義博 (昭和26年12月23日)	昭和55年4月 当社入社 平成11年7月 経理本部経理部長 平成17年7月 執行役員経理部長 平成18年6月 取締役経理部長 平成18年11月 取締役CFO兼経理部長 平成22年6月 執行役員経理センター長 平成23年4月 執行役員財務経理部長 現在に至る	147,000株
2	た なか まさ と 田中昌利 (昭和31年8月5日)	昭和58年4月 裁判官任官 (大阪地裁判事、最高裁調査官、東京高裁判事、知財高裁判事等を歴任) 平成18年4月 裁判官退官 平成18年4月 長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士就任 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者大竹義博氏は、退任される監査役村山亮二氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、平成26年3月開催予定の第99回定時株主総会終結の時までといたします。
3. 候補者田中昌利氏は、退任される社外監査役渡辺雅曠氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、平成24年3月開催予定の第97回定時株主総会終結の時までといたします。なお、同氏は社外監査役の候補者であります。
- 田中昌利氏を社外監査役候補者とした理由は、長年培われた専門的な法律知識・経験等に基づき、コンプライアンス面をはじめ社外監査役としての的確な助言と監査をしていただけるものと判断いたしました。
4. 当社は、田中昌利氏が原案どおり選任された場合には、同氏との間で第2号議案の定款変更案第44条に定める会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役2名を選任するものであります。

なお、本議案は上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	わた なべ まさひろ 渡辺 雅 曠 (昭和22年10月28日)	昭和45年4月 安田信託銀行(株)入社 平成10年6月 同社取締役 平成12年6月 同社常務取締役 平成14年4月 みずほアセット信託銀行(株)常務執行役員 平成14年5月 同社専務執行役員 平成15年3月 みずほ信託銀行(株)専務執行役員 平成16年4月 同社理事 平成16年5月 (株)MHトラストシステムズ(現(株)みずほトラストシステムズ) 取締役社長 平成16年6月 当社監査役 現在に至る 平成23年4月 (株)みずほトラストシステムズ取締役社長退任	0株
2	わか な まさこ 若菜 允 子 (昭和10年1月11日)	昭和36年4月 東京弁護士会弁護士登録 現在に至る 平成18年6月 当社監査役 現在に至る	0株

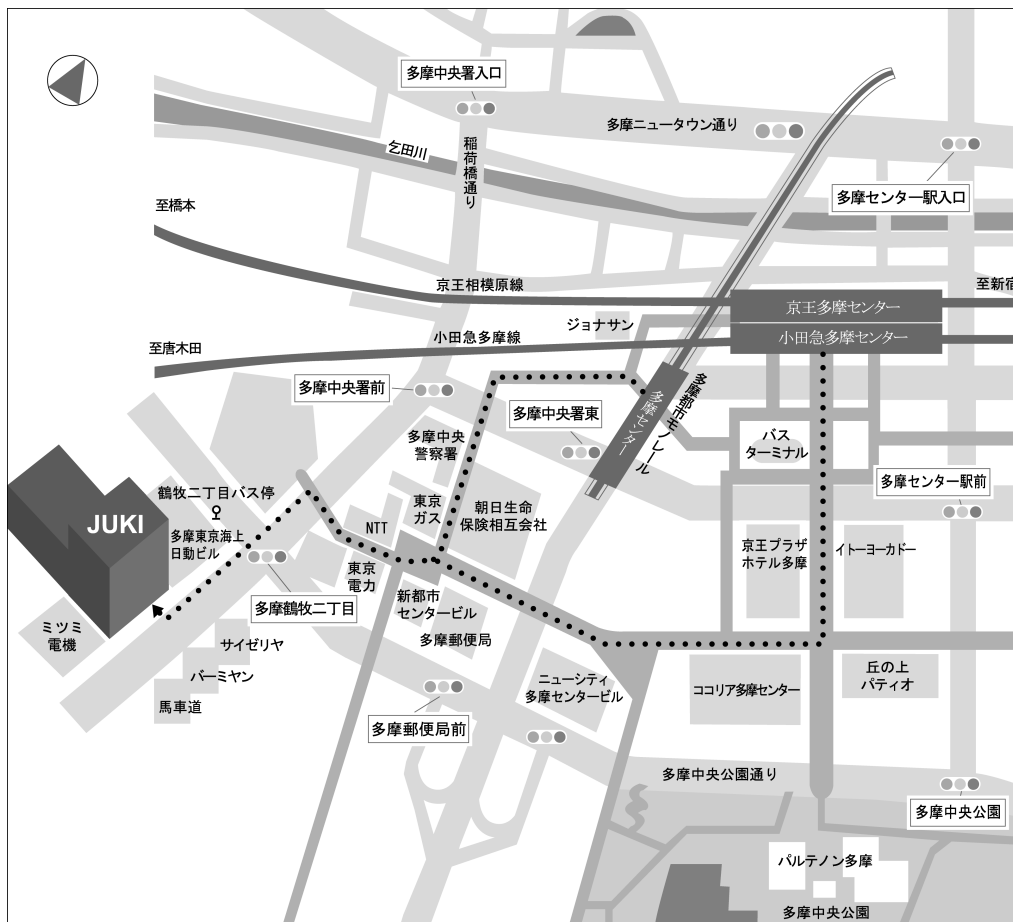
- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役の補欠且つ社外監査役以外の監査役の補欠であります。
3. 渡辺雅曠氏を社外監査役且つ社外監査役以外の監査役の補欠候補者とした理由は、長年に亘る金融業界での知識経験と、7年間の当社社外監査役としての実績から、的確な助言と監査をしていただけるものと判断いたしました。
4. 若菜允子氏を社外監査役且つ社外監査役以外の監査役の補欠候補者とした理由は、弁護士として長年培われた専門的な法律知識・経験と、5年間の当社社外監査役としての実績から、コンプライアンス面をはじめ的確な助言と監査をしていただけるものと判断いたしました。
5. 候補者渡辺雅曠氏、候補者若菜允子氏が補欠監査役として選任された場合における優先順位につきましては、渡辺雅曠氏を第1順位とし、若菜允子氏を第2順位といたします。

6. 当社は、渡辺雅曠氏、若菜允子氏が社外監査役に就任した場合には、渡辺雅曠氏、若菜允子氏との間で第2号議案の定款変更案第44条に定める会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、補欠監査役について、その就任前にその選任の取消しを行う場合があります。取消しの手続きは、取締役会の過半数の決議によるものとし、監査役会の同意を得るものとします。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地 1 電話042-357-2211 (大代表)



交通

- 京王相模原線「京王多摩センター駅」下車 徒歩 約12分
- 小田急多摩線「小田急多摩センター駅」下車 徒歩 約12分
- 多摩都市モノレール「多摩センター駅」下車 徒歩 約10分

開催場所が昨年から多摩市鶴牧に変更されておりますので、
お間違いのないよう上記の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。